

第4号様式（第9条関係）

令和3年度第1回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	令和3年12月21日（火） 午前10時～12時
場所	大田区役所本庁舎5階庁議室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局（説明者）	川野副区長、後藤総務部長、鈴木経理管財課長、 河原田施設整備課長、宮本施設保全課長 柴田契約担当係長、前田契約担当係長、 浦田契約担当係長
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 副区長挨拶</li> <li>3 議事             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指名停止措置の状況について</li> <li>(2) 令和2年度下半期 工事請負契約の概要について</li> <li>(3) 令和2年度下半期 工事請負契約抽出案件について</li> <li>(6) その他</li> </ul> </li> <li>4 閉会</li> </ol> ※詳細は、別紙のとおり
審議の対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日 （合計175件、制限付一般競争入札69件、総合評価落札方式入札1件、希望制指名競争入札13件、指名競争入札8件、随意契約84件）
提出された資料	令和3年度 第1回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第1回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計7案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり
主な意見回答等	別紙のとおり
備考	

1 指名停止措置の状況について

事務局より資料1に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・指名停止措置を受けた業者が施工中の工事を、そのまま引き続きさせることについてどう考えているのか。</p> <p>・考え方は理解したが、第三者に誤解を与えない意味でも、例えば指名停止措置をする際に、対象業者に手持ちの工事が有無などを考慮に入れて指名停止期間を決定するといった対策をしてはどうか。</p> <p>・技術力の高い大手の建設会社を指名停止にすると、手持ち工事も多いため、社会的影響が懸念される。指名停止措置の決定をする判断が難しいと思うが、その点についてはどう考えているか。</p> <p>・大手建設会社については、官製談合等何度も繰り返し行われている。産業構造上の問題だとは思いますが、国にも対策を考えてほしいと考える。</p> <p>・工事関係者の事故が散見されるが、工事業者が労働安全衛生法等を遵守しているのかを区では確認しているか。</p>	<p>・指名停止措置はその後の入札参加資格を制限する制度です。従いまして、契約締結時に指名停止でなければ、その後指名停止処分を受けても、当該工事については影響を受けないものと考えています。ケースによっては、指名停止期間と工期が重複する場合がありますが、これは結果的なものであり、恣意的な判断はありません。</p> <p>・ご意見として参考にさせていただきます。ただ、指名停止期間をずらすことで、のちに参加できなはずの入札に参加できなくなるという可能性があります。それでは、規則等に則らず、区が停止期間を自由に決定できることとなり、却って入札の参加の機会を不当に制限してしまうことになります。また、指名停止を受けたとしても、すでに一度受注した工事については、履行の確保の観点から、責任をもって最後まで対応してもらわないと、公共工事全般に大きな影響を与えることとなるので慎重な対応が必要と考えております。</p> <p>・参加資格については基本的に区内業者を優先する方針もあり、幸いにも大きな影響はありませんでした。</p> <p>・監督の立場から、直接現場に赴き確認を行っています。その際問題があれば、手直しなどの指示をしています。また、抜き打ちで安全パトロールも行っており、そこでは各足場を巡回して、労働安全基準に従っているかをチェックし、改善が必要な場合は指導しています。</p> <p>・事故が起こってしまった際は、現場検証を行うと同時に、安全衛生委員会を開催して事故再発の防止に努めています。</p>

## 2 令和2年度下半期工事請負契約について

事務局より、資料2-1～2に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・随意契約の中でも2号随意契約が占める割合が高い。契約の相手方を決めるのは競争が原則であることを考えると、好ましくないのでは。</p> <p>・1件当たりの金額は確かに、少額だが、競争が前提であることに鑑みて、今後も指摘した点に注意して手続きを進めてもらいたい。</p> <p>・公契約では入札が原則。業者に入札に参加する機会を与えることを法律も前提としている。可能な限り、随意契約を減らす努力・工夫をしてほしい。</p> <p>・組合を相手方とする随契についても、実際に工事に着手する業者の決定については区が介入できないこと、組合に加入していない業者については入札に参加する機会が奪われてしまうことなどの問題点があるため、継続して慎重に対応してもらいたい。</p> <p>・平均落札率が電気工事については依然として低い。事前に価格調査などにより予定価格を設定していると思うが、何か工夫している点はあるか。</p>	<p>・施設を使用するに当たり、長期間にわたって使用する設備については、メンテナンスも兼ねた改修や部品の取り換えの必要が生じます。これについては、安全を確保する観点から、設備を新規で設置した業者と契約を締結しています。</p> <p>また、金銭的な面で契約率が高いという点についても、工事担当課と事前にしっかりと協議・検討した結果、精査した見積金額であるため、契約金額とあまり差額が生じないという事情があります。</p> <p>・ご意見参考にさせていただきます。</p> <p>例えば、改築することとなった場合は競争により業者を選定することとなります。</p> <p>通常、設備のメンテナンスと改修工事を別の業者にした場合に、不具合が生じたときに、責任の所在が不明確になってしまう危険性があることから、同一の業者と契約をしています。</p> <p>・工事担当課から事前に随意契約についての相談を受ける際に、経理管財課としても、競争によらない契約として成り立つかを確認しています。</p> <p>・予定価格は、積算基準による単価と基準に基づかない器材の見積もり単価に基づき設定しています。見積もり単価については、市場の動向を把握することがなかなか難しいのが実情ですが、鋭意情報収集して適正な積算に努めてまいります。</p> <p>・最低制限価格についても、今年の1月から、品質と労働環境の確保の観点から設定範囲の下限</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気工事については随意契約の契約率は高いが、入札となると落札率が低くなることを考えると、随意契約の予定価格の設定の見直しも検討してもらいたい。</li>   <li>・入札で参加者が1者のみという案件があるが、理由は。</li>   <li>・1者入札の場合、参加者が自社だけであることはわからないのか。</li> </ul>	<p>を上げて対応しています。</p> <p>これにより、失格者も増加しており、今後の検討課題でもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推測ではありますが、技術者が配置できなかったり、手持ち工事があるため手を挙げにくかったりしたことが考えられます。個別の具体的な理由は把握できていませんが、今後も広く門戸を開いた、参加しやすい入札となるよう工夫をしていきます。</li>   <li>・はい、電子入札のシステム上、相手方が何者参加しているかは落札後でなければわからないようになっています。</li> </ul>
---	---

### 3 令和2年度下半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した5案件について、事務局より資料3～8に基づき報告し、審議を行った。

#### (1) 制限付一般競争入札案件（1件）

- 大田区産業プラザ特定天井改修その他工事（資料4）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札経過調書の備考欄に「本件については、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例第二条により仮契約とし、区議会の同意を得た時に本契約が成立するものとする」とあるが、これはどういう意味か。</li>   <li>・過去に同意を得られなかったケースはあるのか。</li>   <li>・予算書には具体的な工事件名は記載されているのか。</li>   <li>・議会で否決される可能性はあるのか。</li> <li>・設計と工事は別か。</li>   <li>・今回は予定価格内が1者だったが、他のケースも同様に予定価格内の業者が1者ということはよくあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例」の第二条に基づき、予定価格1億5,000万円以上の工事については、入札して落札が決定した場合、仮契約としてから、議決に付して議会の同意が得られた場合に、正式に契約を締結するという事です。</li>   <li>・議会で必ず承認されるわけではありませんが、承認が得られなかった場合、事業に大きく支障が出てしまうような重要案件については、議会でもそれを踏まえて判断していることもあり、こちらで把握する限りでは、無いと記憶しています。</li> <li>・契約手続をする前の段階の予算の査定時にも、工事をする事について、事前に承認を得ております。</li>   <li>・具体的な数字を記載すると、のちの入札等に支障が出ますので、他の工事と合わせた形で公表しています。</li>   <li>・あり得ます。</li> <li>・はい、設計会社に委託したのち、それをもとに入札を行い落札した業者に施工させています。</li>   <li>・ケースによっては、2、3者が予定価格内の札を入れていることもあります。</li> </ul>

#### (2) 総合評価落札方式案件（該当なし）

#### (3) 希望制指名競争入札案件（該当なし）

(4) 指名競争入札方式 (1 件)

○ 大田区蒲田西特別出張所大規模改修工事 (資料 5)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・三回目の 10 / 29 の入札の予定価格が最初の 4 / 2 の入札と比較して 800 万円ほど下がっているがその理由は。</p> <p>・屋根の見直しを行った第二回でも不調となった原因は。</p> <p>・屋根の形状を変更するのは、かなり大規模と考えるが、これについては所定の手続きを取っているのか。</p> <p>・二回目以降の屋根で施設の機能を果たしているのであれば、わざわざ高額な設備にするよりも、コロナ感染拡大で財政的にも厳しい中、コスト面から考えて、初めからその形状で手続きを進めればよかったのではないか。</p> <p>・デザイン面から見ると、建物のリニューアルを契機に、生まれ変わって後に残るような区の貴重な施設が建設できたかもしれない。費用はかかるかもしれないが、建設に至らなかったことは少々残念な感じもする。</p> <p>・入札を繰り返す中で、厳しい状況ではあったが、結果として落札となったことを考えると、適切な予定価格でよかったと思う。</p>	<p>・当初、区としては新しい取り組みとなる長寿命化工事として、吹き抜けのある大きな屋根の工事を想定して設計を進めていました。しかし、結果的には、工事内容と区内業者の実績に乖離があり、価格が合わなかったため、4 月の入札は不調となりました。その後、その屋根を取り止めた仕様に変更し、予定価格を下げて 8 月の入札に臨みましたが同じく不調になり、さらに見直し入札を執行した経緯があります。</p> <p>・屋根については、出張所の屋根として機能的に十分でしたが、施工上の問題が原因で再度不調となってしまったと分析しています。</p> <p>・当初は建築基準法に伴う手続きを行いました。が、規模の縮小に伴い不要となりました。また、設計の内容については設計事務所と十分協議したうえで、発注しました。</p> <p>・長寿命化の観点から、耐震性が向上するという意味では合理的な側面があり、建物としても大きくリニューアルできる効果は高いと考えて当初この方式を採用しました。</p>

(5) 随意契約 (3件)

○ 貴船歩道橋転落防止柵設置工事 (資料6)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年に施工した契約金額は。</li> <li>・工事は追加が見込まれるような内容のものだったのか。</li>     <li>・本件に係る工事については、これで終了か。</li> <li>・令和3年度の工事は入札で対応するのか。</li>  <li>・落札した業者は本件工事と同一の業者か。</li> <li>・6号随契については、一つの事業で、入札なしで同じ業者に発注してしまう危険性があるので、今後も事情を配慮して運用してほしい。</li> <li>・水門については今も残っているのか。</li> <li>・水門があった痕跡があれば、区としても貴重な場所となると思うが。</li> <li>・随意契約の理由については、それが相当かどうかは別にして、説明は十分であると考えている。今回については、以前にも同一の箇所で施工しているため無条件に業者に発注したのではなく、工期や、以前に施工されている工事との関係から随意契約に至ったという解釈でいいか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・約5,500万円です。</li> <li>・当該工事は東京都港湾局が発注する貴船水門に係る工事と調整しながら、準備を進めていましたが、東京都の工事が、結局入札不調となったため、工事が延期となってしまいました。当初のスケジュールに従い、東京都の工事を待って施工するとすると、地元の住民の方や工事計画に多大な影響を与えることとなるため、少しでも遅れが生じないように随意契約により対応いたしました。</li> <li>・令和3年度も予定しています。</li> <li>・本件工事で施工済みの箇所を除いた仕様により海辺の散策路工事としてすでに入札で対応しております。</li> <li>・別の業者です。</li> <li>・ご指摘のとおり、一件の工事を分割して、すべて同一業者に随契で対応することの内容、発注方式も検討していきます。</li> <li>・すでに撤去しております。</li> <li>・歴史的見地からも地域の皆様に、過去に水門の存在があったことを広く周知してもらうため、パネル等のモニュメントが設置されております。</li> <li>・はい、そのとおりです。諸事情がないものについては、可能な限り入札で対応しております。</li></ul>

○ 本庁舎発電機整備工事（資料7）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・組合員の中で、どの業者が施工し、工事費用をいくら配当されているのかを区は把握しているのか。</p> <p>・今後、抽出した案件の中で組合随契の場合、施工業者を明示してほしい。</p> <p>・組合の決算書や納税関係などを確認し、組合が責任をとれるだけの財産的基盤はあるのか。</p> <p>・図面を見ると、地下階は斜めに分断される形状だが、これは下水管を避けるスペースとして確保したためか。</p> <p>・そのような状況では、電気室は狭くなるため、工事しにくいことはないのか。</p> <p>・入札によらず、どうしてもこの業者でなければ</p>	<p>・区として重要な拠点である本庁舎に関わる工事や、一つひとつは小規模だが、区全域が対象となるため、一つにまとめた工事については、1者での施工が困難であるため、中小の業者が力を合わせて対応する必要があることから、組合随契で対応しています。その際、どこの現場をどの業者が施工しているかは工事担当課で把握しています。ただ、契約サイドでも確認する必要があると考えていますので、今お話の合った情報を把握する仕組みを検討していきます。</p> <p>・各工事には、業者から配置する現場代理人についての届出がありますので、そこからどこの業者が施工しているかが確認できます。ちなみに本件工事については、発電機について熟知している業者が施工しています。</p> <p>・承知しました。今後は施工業者名や支払金額など確認した情報についても提示いたします。</p> <p>・組合も電子入札に係る東京電子自治体共同運営電子調達サービスに年1回参加登録することが必須となっています。その際、申請するに当たり審査に必要な決算書等の提出を求めています。</p> <p>・中小企業に対する国の基本方針の中でも、中小企業を活用して需要を拡大すると同時に、組合についても積極的に活用するよう要請されています。従いまして、区としても限定的ではございますが、本庁舎や工事箇所が広範囲にわたる案件については組合随契で対応しています。</p> <p>・当初本庁舎は、民間施設でしたが、その際に図面の通り設計されました。</p> <p>・地下3階という施工条件が厳しい中、地下の状況を把握している業者に発注したほうが、工事がスムーズに進むと考えています。</p>

ならないという理由が弱い気はする。	
-------------------	--

○ 仮称大田区国際交流施設内装工事（資料8）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同建て替え事業者が工事業者を選定する経緯で、区も何らかの形で関与できるのか。</li>   <li>・C工事は区が独自に積算等を行ったのか。</li>   <li>・抽出事案説明書にも業者見積のほうが安価であった旨を記載したほうがいいのではないか。</li>   <li>・設計は建物の新築工事全体に対して行っているものか。</li>   <li>・記載している随契理由は工事担当課からの提案によるもので、厳密にいうと理由足りえない。随契契約を決定するのが経理管財課であれば、工事担当課で作成した随契理由に経理管財課が文章を追加するなどしても差し支えないのではないか。</li>   <li>・施工業者は共同建て替え事業者の関連業者か。</li>   <li>・今の建築工事はかなり高額と聞いている。今後は、参考までに、そのあたりの状況も示してもらえればと思う。</li>   <li>・内装工事の設計はどこが行っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、地権者となる区や商店等が組合を作って再開発をする市街地開発事業の一環の工事です。従いまして、区も地権者の集団である組合を通して、業者選定等開発事業に関与しています。</li>   <li>・区で別途設計したうえで発注しています。工事費用は積算基準に基づいて行いましたが、足場や階を貫通して利用する設備については、単独で施工するより、全体の一部として施工したほうが、工事の効率化が期待できます。区の積算に対して業者から提出された見積額が大幅に安価になるため、業者見積を採用しました。</li>   <li>・区としましては、随契契約を検討する際に、施工上、一体として工事をした方が適切であると判断して随契契約としたあとに、積算基準ではなく見積を徴した経緯があることから、価格の問題については記載しませんでした。</li>   <li>・はい。事業計画の中で、建物全体を設計しています。</li>   <li>・現在も、工事担当課の随契理由を参考にはしていますが、経理管財課独自の理由により随契契約の決定をしています。今後も追加したほうが良いと判断した場合は、ご指摘のとおりいたします。</li>   <li>・いいえ、見積合わせ等を行って選定した事業者と理解しています。</li>   <li>・別途、建物の設計業者に発注しています。</li> </ul>

令和4年度第1回委員会を令2年8月頃に開催予定。

## 令和3年度第1回大田区入札監視委員会次第

令和3年12月21日（火）

午前10時～12時

大田区役所5階 庁議室・特別会議室

1 開 会

2 副区長挨拶

3 議 事

(1) 指名停止措置の状況について 資料1

(2) 令和2年度下半期 工事請負契約の概要について 資料2-1～2-2

(3) 令和2年度下半期 工事請負契約抽出案件について 資料3～8

(4) その他

5 閉 会